

外国人旅行者に対する増値税還付手続きの簡便化 について

中国では、2015 年から中国国内で商品の購入をした外国人旅行者（短期滞在者）を対象として、出国時に商品の購入の際に支払われた増値税の一部を還付する制度が実施されています。2025 年 4 月 4 日からこの制度の一部が改正され、中国国内の還付の対象となる商品を販売する商店（退税商店）で商品を購入した際に退税商店から増値税の還付を受けることが可能となりました。今回は、外国人旅行者（短期滞在者）に対する増値税還付制度（以下、“本制度”とします。）について、制度の概要と今回の改正後に本制度の適用を受けて増値税の還付を受ける方法について解説します。

1. 本制度の概要と改正内容

日本では外国人旅行者を対象として一定の条件の下で商品を購入する際の消費税の課税を免除する制度（消費税免税店制度）が存在します。一方、中国における本制度では、外国人旅行者が中国国内で行う商品の購入に増値税（原則として 13%、11%）が課税されることを前提として、一定の条件を満たす場合には商品購入時に支払われた仕入増値税額の一部を還付することとされています。このように、本制度は、既に納税された税金を国庫から還付することになりますので、必然的に購入取引自体が免税とされる日本の制度よりも手続きが煩雑となります。外国人旅行者が本制度の適用を受けて増値税の還付を受けるのは、原則として中国国内ですべての手続きを問題なく終え、出国時に空港などで出国手続きを行ったのちとなります。

この点に関して、今回の改正では、外国人旅行者のクレジットカードを登録（ホテルなどでデポジットとしてクレジットカードを登録するのと同様の機能）し、還付に向けて必要とされる条件や手続に不備がある場合に追徴課税される増値税について、このクレジットカードから支払われることを前提として、商品を購入した際に退税商店から還付を受けることが可能となりました。（ただし、退税商店がこの手続きを可能とする場合に限られます。）

2. 増値税還付の条件

1、対象商品の購入主体が外国人旅行者「本人」であること	購入時にパスポート原本により本人確認が行われます。
2、「外国人旅行者」の属性が条件を満たしていること	「外国人旅行者」とは、中国国内に“連続して”居住する期間が 183 日を超過しない外国人及び台湾・香港・マカオ住民とされています。
3、対象商品が「退税商店」にて購入されていること	「退税商店」は税務局における登録が必要であり、登録が完了した「退税商店」には、“退税商店(TAX FREE)”が印字された標識が交付され、掲示が義務付けられています。
4、対象商品の購入時に「増値税普通發票」の発行を受けていること	一般的には、「増値税普通發票」はレジとは別の窓口で特別に申請しなければ発行を受けられません。レシートを持参して、個人名義の「増値税普通發票」の発行を受ける必要があります。発行を受けた「増値税普通發票」は、還付手続きに必要となります。（電子發票の場合には、自身でプリントアウトが必要となります。）

5、対象商品を購入した「退税商店」において「離境退税申請単」の発行を受けていること	増値税の還付システムに入力された情報を前提として発行される資料で、還付手続きにおいて必要となります。
6、同一の「退税商店」における対象商品の購入金額が、一日につき 500 元以上であること	この条件を満たさない場合には、上記「離境退税申請単」の発行を受けることができません。
7、対象商品の購入日が出国日から逆算して 90 日以内であること	
8、「退税商店」から増値税の還付を受ける場合には、クレジットカードを登録すること	還付のための条件や手続きに不備があった場合には、増値税が追徴課税されること、その追徴課税される増値税はクレジットカードから支払われることを条件として登録します。

3. 仕入増値税の還付金額、及び還付手続きの流れ

上記の条件を満たす場合において、以下の還付手続きを経ることにより仕入増値税額の一部が還付されます。還付される金額及は以下のとおり計算され、実際に還付される金額は、購入金額（税込）の 9%となります。

■仕入増値税額の還付金額

還付対象仕入増値税額 = 発行を受けた増値税普通發票の金額(税込) × 11% (※1)
退税代理機構に対する還付手数料 = 発行を受けた増値税普通發票の金額(税込) × 2%
実際還付金額 = 「還付対象仕入増値税額」 - 「退税代理機構に対する還付手数料」 = 発行を受けた増値税普通發票の金額(税込) × 9% (※2)

(※1) 増値税の税率 13%が適用される物品の還付率は 11%ですが、税率 11%が適用される物品の還付率は 9%となります。

(※2) 増値税の税率 11%が適用される物品の実際還付金額については 7%となります。

■仕入増値税の還付に向けた出国時の手続きの流れ

1、「税関」における商品の照合確認手続き	チェックイン前に税関の専用カウンター（離境退税海関驗核：TAX REFUND CUSTOMS VERIFICATION の表示）において、(1)対象商品の現物、(2)「増値税普通發票」、(3)「離境退税申請単」、(4)パスポートの四点を提出して申告し、「離境退税申請単」に照合確認済みの署名及び押印を受けます。 手続には(1)対象商品が必要とされることから、航空機に荷物を預ける前（チェックイン前）に手続を行う必要がある点に注意が必要となります。 浦東空港では、第一ターミナル、第二ターミナルにそれぞれ税関の専用カウンターが設置されています。通常は、5 分以内、非常に短時間で完了します。
2、チェックイン	
3、出国手続き	

4、「退税代理機構」における還付申請

出国手続き後、「退税代理機構」(銀行等)において、(1)「離境退税申請単」(税関による照合確認済みの署名・押印があるもの)、(2)増値税普通発票、(3)パスポート、を提示し、上記の実際還付金額の受領手続きを行います。

還付金額が 10,000 元以下の場合には、「現金」もしくは「銀行振込み」のいずれかを選択することが可能ですが、10,000 元を超過する場合には、「銀行振込み」のみとなります。

銀行等が「退税代理機構」に指定されており、“離境退税代理(TAX FREE)”が印字された標識が掲示されています。浦東空港では、第一ターミナル、第二ターミナルともに1ヶ所ずつ窓口が設置されています。

※既に退税商店で還付を受けている場合であっても、この手続きは必要となります。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp

Website: <http://www.seiwa-group.jp/>